

令和4年9月定例会 文教厚生常任委員会

付託議案

議第71号：草津市通学区域審議会設置条例の一部を改正する条例案

改正理由

草津市PTA連絡協議会が令和4年6月30日をもって解散されたことに伴い、草津市通学区域審議会設置条例の一部を改正するもの。

改正内容に関する主な意見

【議員】

開発に伴う人口増加により、地域によっては児童生徒数が増加または減少することが考えられるが、今後、通学区域の見直し等の考えはあるのか。

【市】

現状、通学区域の見直しに係る審議会の開催予定はない。

全国的にみると、学校の統廃合に伴い通学区域を見直すことが多いが、本市においては、児童生徒数の推移にも注視しながら適切な対応をとっていきたいと考える。

審査
結果



文教厚生常任委員会委員「全員賛成」により、10月3日の本会議にて委員長より審査結果を報告し、原案が可決された。

各学校単位で、保護者と教職員で構成される社会教育関係団体です。

子どもの健全な成長を図ることを目的に、保護者と教職員とが協力し合って、学校運営・行事への協力や保護者の学習機会の提供などを行っています。

また、草津市PTA連絡協議会は、各小中学校のPTA代表等が集まった組織です。

議案に関連して・・・

・草津市PTA連絡協議会は、家庭教育を充実させるための団体として組織形態するのではなく、時代に即した形の組織となっても良いのでは。

・草津市PTA連絡協議会を担う親世代の働き方が時代とともに変化し、組織を維持することが難しいという考えを市は持っているが、単に「働き方の変化」をPTA連絡協議会の解散理由として良いものなのか。

などといった意見が委員から市へ出され、

➤学校と家庭間の連携の在り方については今後も協議を続けていくとされました。